

予備的調査要請書

一．件名

特殊法人の組織等に関する予備的調査要請

二．予備的調査の目的

独立行政法人の組織等については、これまで四度にわたって予備的調査を実施し、その実態の一部を明らかにしてきた。特殊法人についても、国からの補助金等を使って非効率な事業運営をしていたり、天下りの受け皿となるなど、税金のムダづかいの温床となつていることが懸念される。

よつて、税金の一層の効率的な活用を図るため、特殊法人の組織等に関する予備的調査を実施する必要がある。

三．予備的調査の具体的内容

(一) 特殊法人(平成十九年十月一日時点で存在する三六法人)につき、平成十九年十月一日現在の組織名、組織形態、根拠法規、所管府省、資本金、政府出資比率、事業目的並びに役員の任免及び予算・決算に係る国会及び政府の関与を明らかにすること。あわせて、今後の組織改編の予定があれば明らかにすること。

(二) 各特殊法人につき、平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成十七年、平成十八年及び平成十九年(各四月一日現在)の組織名及び職員数(役員を除く、常勤・非常勤別、出向者受入の人数を明記。なお出向者受入(いわゆる往復・片道の出向者を問わない)については所管官庁からの出向者とそれ以外の出向者を分けて記載すること。)を明らかにすること。

(三) 各特殊法人につき、平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成十七年、平成十八年及び平成十九年(各四月一日現在)の役員数(常勤、非常勤別)を明らかにすること。

(四) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度(決算ベース、非常勤を含む)の役員の給与総額を明らかにすること。あわせて、各特殊法人につき、平成十四年度、

平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度（四月から九月まで）の各法人の役員個人別の給与年額を明らかにすること。

(五) 各特殊法人の平成十九年四月一日現在の役員（非常勤を含む）について、氏名、役職名（常勤・非常勤の別を明らかに）、就任年月日、就任時年齢、経歴（国家公務員経験者は、入省年次、退職年月日、退職前五年間の役職名、退職から現在に至るまでの職歴）独立行政法人、他の特殊法人もしくは認可法人、公益法人の役員勤務がある場合はあわせて報酬額、退職金額）、その他の者については、前職（企業・団体名、役職名）と退職年月日。ただし、独立行政法人、他の特殊法人もしくは認可法人、公益法人の役員勤務がある場合はあわせて報酬額、退職金額）、兼職をしている者についてはその全ての勤務先と役職名（常勤・非常勤の別、有給・無給の別）を明らかにすること。

(六) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度（決算ベース）の退職金支給総額（うち役員への退職金支給総額を明記）、職員に対する退職金平均支給額及び平均勤続年数（常勤・非常勤の別）を明らかにすること。なお、役員については、退職した年度ごとに、個別に支給額を記載（支給額が未決定の場合も計算式は明記のこと。）すること。

(七) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九度における 予算額（うち独自財源からの収入額・補助金等を別に）、事業経費、経常経費を明らかにすること。なお、すべての項目について予算ベース、決算ベース（平成十九年度を除く）の双方で記載のこと。

(八) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度における 資産合計 A 現金及び預金 B 有価証券 C 土地・建物、負債合計 A 短期借入金 B 長期借入金（借入れ先と額、政府保証の有無を明記のこと）、資本合計 A 政府出資金 B 積立金（種別を明記）を明らかにすること。

(九) 各特殊法人につき、国から現物出資又は無償譲渡された資産（有形（土地、建物、構築物、器具など）・無形（ソフトウェア、電話加入権など）別に）の平成十三年度末の金額及びそれぞれの平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の各年度末の残存額を明らかにすること。また、土地、建物等の無償使用の提

供を受けている場合は、その有無を明らかにすること。

(十) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の外部の監査法人等による法定監査（義務のない法人はその旨を明記）と任意監査の有無とその監査法人名及び監査意見を明らかにすること。

(十一) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の収入、支出、未収金及び未払い金それぞれについて主要上位十位（随意契約の場合はその旨及び金額を明記すること。また、特定の相手方を指定して行う特命随意契約の場合は、その金額を別に明記すること）までの取引先の名称とその取引の概要及び額を明らかにすること。

(十二) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の子会社、関連会社及び関連公益法人（以下、関係法人）とそれぞれに対する出資額、各関係法人の総売上額、当該特殊法人に係る売上額、取引の概要、総売上額に占める当該特殊法人に係る売上額の割合、関係法人の役員一覧（当該特殊法人からの再就職者がある場合は同法人における最終役職名（旧組織での最終役職名を含む））を明らかにすること。なお、出資額については、平成十八年度末における出資総額も記載すること。

(十三) 各特殊法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の出向職員数（各特殊法人から他法人への出向を指す。いわゆる往復・片道の出向者を問わない）及び経過年数を明らかにすること（出向先（国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、特殊法人もしくは認可法人、公益法人、その他民間の区別を明らかに）、また、出向者の給与について各法人が補填している場合は、出向先の区分ごとにその補填総額とその対象人数を明記すること）。

(十四) 各特殊法人の平成十八年度における支出（給与、公租公課等及び、二百五十万円未満の工事・製造、百六十万円未満の財産の買い入れ、予定年額賃借料又は総額が八十万円未満の物件の借り入れ、百万円未満の役務提供を除く。）について以下の点を明らかにすること。契約年月（契約に基づく場合）、支出年月、支出目的、相手先（当該特殊法人及び旧組織からの再就職者、所管省庁からの再就職者が所属する法人、当該特殊法人の出資する法人、当該特殊法人以外の特殊法人、独立行政法人及び公益法人が相手方の場合はその旨を明記すること）、契約に基づく場合の契約形態

(随意契約、指名競争入札、一般競争入札の別)、金額、落札率(入札の場合)。その際、各特殊法人における支出の総件数、契約に基づく場合の件数、随意契約の件数、特定の相手方を指定して行う特命随意契約の件数、当該特殊法人及び旧組織の職員が再就職する法人に対する支出の件数(うち、契約に基づく場合の件数、随意契約の件数及び特定の相手方を指定して行う特命随意契約の件数、以下同じ。)、所管省庁の職員が再就職する法人に対する支出の件数、当該特殊法人の出資する法人に対する支出の件数、当該特殊法人以外の特殊法人に対する支出の件数、独立行政法人に対する支出の件数及び公益法人に対する支出の件数を明らかにすること。

(十五)平成十九年四月一日現在、国の行政組織から各特殊法人に再就職している者(再々就職を含む。いわゆる往復の意向者は含まない、再就職までの期間等を問わない)の人数、最終役職名、氏名、出身組織、再就職年月及び特殊法人における役職を明らかにすること。

(十六)平成十九年四月一日現在までの十年間において、特殊法人から他の法人(組織の形態を問わない)に再就職している者(再々就職を含まない。いわゆる往復の意向者は含まない、再就職までの期間等を問わない)の人数(うち国家公務員経験者の内訳)、最終役職名、氏名、出身組織、再就職年月及び再就職先における役職を明らかにすること。

(十七)各特殊法人が平成十八年度末において出資する法人について、その法人名、出資総額及び出資比率を明らかにすること。

(十八)各特殊法人の保有する有価証券について平成十八年度中の増減状況並びに平成十八年度中に売却した固定資産(帳簿価額五十万円未満のものを除く。)の名称、所在地、面積、帳簿価額、売却価額及び売却契約日を明らかにすること。

四・その他

本要請書は、総務委員会に送付されたい。